

○八王子市図書館条例（昭和 5 9 年八王子市条例第 3 5 号）改正素案（骨子）

【八王子市憩いライブラリに関する条文のみ抜粋】

改正後

(種別、名称等)

第2条 図書館の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。

種別	名称	位置
(略)	(略)	(略)
分館	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	八王子市憩いライブラリ	八王子市子安町三丁目26番1号
	(略)	(略)

2 削除

(事業)

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 法第3条に規定する事項に関する事業

(2) 前号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な事業

2 本館、分館及び分室が実施する事業の範囲は、教育委員会規則で定める。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 八王子市憩いライブラリ

午前10時から午後8時まで

(4) ～ (5) (略)

2 前項の規定にかかわらず、八王子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

改正前

(種別、名称等)

第2条 図書館の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。

種別	名称	位置
(略)	(略)	(略)
分館	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 本館、分館及び分室が実施する事業の範囲は、教育委員会規則で定める。

<u>(休館日)</u> <u>第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</u> <u>(1) ～ (4) (略)</u> <u>(5) 八王子市憩いライブラリ</u> <u>ア 毎月の第2月曜日。ただし、その日が休日に</u> <u>当たるときは、その日後においてその日に最も</u> <u>近い休日に当たらない日。</u> <u>イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日</u> <u>から同月31日まで</u> <u>ウ 特別整理期間(年10日以内)</u> <u>(6) (略)</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に</u> <u>必要があると認めたときは、休館日を変更し、若</u> <u>しくは休館日とせず、又は臨時に休館日を定める</u> <u>ことができる。</u> <u>(利用の制限)</u> <u>第6条 教育委員会は、図書館を利用する者(以下</u> <u>「利用者」という。)</u>が次の各号のいずれかに該 <u>当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を</u> <u>命ずることができる。</u> <u>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある</u> <u>とき。</u> <u>(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそ</u> <u>れがあるとき。</u> <u>(3) 施設又は附属設備をき損し、又は汚損するお</u> <u>それがあるとき。</u> <u>(4) その他管理上支障があるとき。</u> <u>(損害賠償義務)</u> <u>第7条 図書館資料又は図書館の建物、設備、器具</u> <u>等を損傷し、又は滅失した者は、現品又はそれに</u> <u>相当する金額として教育委員会が定める損害額を</u> <u>賠償しなければならない。ただし、教育委員会が</u> <u>やむを得ない理由があると認めるときは、その額</u> <u>を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(販売行為等の禁止)</u> <u>第8条 何人も図書館施設内においては、教育委員</u>	
---	--

会の許可を受けないで物品の販売行為、広告物の掲出、掲示及び配布、その他これらに類する行為をしてはならない。

（指定管理者による管理）

第 9 条 図書館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定）

第 10 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

第 11 条 教育委員会は、前条の規定による申請をした者のうち次に掲げる基準により審査して最も適当であると認めて選定された者又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の規定に基づき選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

（1）図書館の設置の目的を効果的に達成することができるものであること。

（2）図書館の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。

（3）前 2 号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

（指定管理者の指定の取消し等）

第 12 条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（1）管理の業務又は経理の状況に関して教育委員会がした指示に従わないとき。

<u>(2) 前条各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。</u> <u>(指定管理者の公表)</u> <u>第13条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、その指定を取り消したとき、又は管理の業務の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。</u> <u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u> <u>第14条 教育委員会は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</u> <u>(1) 第3条に掲げる事業に関すること。</u> <u>(2) 第6条各号に掲げる利用の制限に関すること。</u> <u>(3) 図書館の施設及びこれに附属する器具の維持管理及び修繕（教育委員会が指定する修繕を除く。）に関すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務に関すること。</u> <u>2 前項に規定する場合において、第6条の規定の適用については、同条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。</u> <u>3 本条第1項の規定により指定管理者が行う業務に要する経費については、予算の範囲内において支払うものとする。</u> <u>(秘密保持義務)</u> <u>第15条 指定管理者又は構成施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、構成施設の管理に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</u> <u>(個人情報の取扱い)</u>	
---	--

<u>第 1 6 条 指定管理者は、構成施設の管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u> (委任) <u>第 1 7 条</u> (略)	(委任) <u>第 3 条</u> (略)
---	-------------------------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。また、指定管理者の指定その他必要な準備行為は、施行日の前においても行うことができることとする。